

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第14号

千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和43年千葉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表千葉市立青葉病院の項中「314床」を「307床」に、「60床」を「56床」に改める。

第6条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同条第4項中「3,240円」を「3,300円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項及び第4項の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条第3項及び第4項の規定は、平成31年10月1日以後の消費税を課されないこととなる診療以外の診療に係る使用料を算定する場合の料率及び診断書等の交付に係る手数料の上限額について適用し、同日前の消費税を課されないこととなる診療以外の診療に係る使用料を算定する場合の料率及び診断書等の交付に係る手数料の上限額については、なお従前の例による。